様式第４７の２（第８７条関係）

特別供給条件認可申請書

年　　月　　日

四国経済産業局長　殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）　印

電気事業法の一部を改正する等の法律（平成２７年法律第４７号。以下「改正法」という。）附則第２８条第４項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第５条の規定による改正前のガス事業法（昭和２９年法律第５１号）第３７条の６の２ただし書の規定により、次のとおり指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 料金その他の供給条件の内容 | 別紙のとおり |
| 実施の期日及び期間 | 別紙のとおり |

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

　　　　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

　世界情勢を背景としたエネルギー価格の高騰の影響を受ける家庭の負担を緩和するための生活者支援の一環として「○○県ガス料金高騰対策支援事業費補助金※」が令和5年○月から実施されることを受け、当事業に参画して、県の指定した額をガス料金から値引きし、お客さまの負担緩和につとめる予定としております。当該補助金によりガス料金引下げ原資の交付を受けることに伴いお客さまのガス料金について、次の供給条件を適用するものとします。

　なお、次の供給条件が適用されるのは、「○○県ガス料金高騰対策支援事業費補助金」の予算が成立し、当社が交付決定を受けた場合のみとします。

１． 令和５年○月検針分（○月請求）から令和５年○月検針分（○月請求）のガス料金について、約款に基づき算定された料金から、上限○○○円 （税込）を引き下げます。

なお、○○○円（税込）に達しない場合は、当該算定料金を上限とします。

ただし、補助金※の交付決定以後に請求するものに限ります。

（参考）　指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可が必要となる供給地点群は

以下のとおり。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 供給地点群名 | 所　在　地 | 供給地点数 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

以上

※　赤字黄色ハイライト

→　特例供給条件の一例としてご対応いただきたい内容を記載しているもので、本記載例にとらわれず、各事業者の判断で、可能な範囲の特例供給条件を定めてもらって全く問題ございません。

別紙

指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

　当社は、別添の「○○県ガス料金高騰対策支援事業費補助金」が令和5年○月から実施されることを受け、当事業に参画して、県の指定した額をガス料金から値引きし、お客さまの負担緩和につとめることを予定しております。

当該事業は、４月に説明会及び申請・交付決定が行われる予定であり、また、○か月（令和５年○月検針分～○月検針分）のみの実施のため、交付決定された場合は、速やかに事業を実施することが必要となります。つきましては、当該事業期間にお客さまのガス料金の値下げを行えるよう、指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件を設定したく、申請を行います。

※　赤字黄色ハイライト

→　特例供給条件の一例としてご対応いただきたい内容を記載しているもので、本記載例にとらわれず、各事業者の判断で、可能な範囲の特例供給条件を定めてもらって全く問題ございません。